

2022年2月17日

各 位

会 社 名 トレンドマイクロ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 エバ・チェン  
(コード番号4704 東証第一部)  
問合せ先 代表取締役(CFO) マヘンドラ・ネギ  
(TEL. 03-5334-4899)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について下記のとおり2022年3月29日開催予定の当社第33期定時株主総会（以下「本株主総会」）に提案することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

###### (1) 場所の定めのない株主総会を可能とする変更について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の一部が施行され、上場会社において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。当社は、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう当社定款を変更し、第11条第2項を追加するものであります。あわせて効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

###### (2) 株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更について

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2022年3月29日（火）
定款変更の効力発生日	1. (1)の変更について附則1. 記載の日 1. (2)の変更について附則3. 記載の日

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 第11条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p><u>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会 第11条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第14条 (電子提供措置等)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第15条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第15条～第39条 (条文省略)</p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 定款変更案第11条(招集)第2項の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)の定めにより経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日(以下「確認日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項および本項は、確認日にこれを削除する。</u></p> <p><u>3. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以</u></p>

	<p><u>下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>4. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>5. 本附則第3、第4および本項は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---